



2019年1月17日

各 位

東京都千代田区麹町一丁目4番地
松井証券株式会社
代表取締役社長 松井 道夫
(コード番号：8628 東証第一部)

価格改善サービス「ベストマッチ」の利用対象者を拡大します

松井証券は、2018年5月に開始した株式取引における価格改善サービス「ベストマッチ」について、2019年2月2日（予定）から信用取引口座未開設のお客様にもご利用いただけるよう、サービスの対象者を拡大します^{*1}。

「ベストマッチ」は、取引価格の改善（より高く売りたい、より安く買いたい）を希望する個人投資家のニーズに応えるため、東証立会市場と比較して有利な価格で約定機会を提供する、いわゆるダーク・プール取引です。機関投資家が当たり前のよう利用しているサービスを個人投資家に提供するものです。

2018年11月には、本サービスにより価格改善を経験したお客様が2万人を突破しましたが、より多くのお客様に利用していただけるよう、対象者を拡大します。これまで、本サービスは信用取引口座を開設しているお客様だけが利用できましたが、信用取引口座を未開設のお客様も利用できるようになります。

価格改善サービス「ベストマッチ」は、個人投資家のニーズに即し、投資成果向上にもつながるため、お客様本位の業務運営に則った取組みと考えております。松井証券は、今後も個人投資家の利益に資するサービスの拡充に努めてまいります。

以上

○ご参考：過去のプレスリリース

- ・株式取引における価格改善サービス「ベストマッチ」の提供開始について
<https://www.matsui.co.jp/company/ir/press/pdf/pr180516.pdf>
- ・価格改善サービス「ベストマッチ」の利用状況を公開
～対象者の9割超がサービス利用を選択、1万2,000人超が価格改善を経験～
<https://www.matsui.co.jp/company/ir/press/pdf/pr180807.pdf>
- ・価格改善サービス「ベストマッチ」において2万人超が価格改善を経験！
<https://www.matsui.co.jp/company/ir/press/pdf/pr181114.pdf>

^{*1} 20歳以上かつ株式取引経験1年以上のお客様が申し込いただけます。

< 取扱商品のリスクおよび手数料等の説明 >

- 株式取引は、株価の変動等により損失が生じるおそれがあります。
- 株式取引の委託手数料はインターネット経由の場合 1 日の約定代金の合計により決定し、100,000 円（税抜）が上限です。
- ベストマッチの利用において約定代金が改善した場合、改善約定代金×30%(税抜)が改善成功報酬として、株式取引の委託手数料とは別に 1 約定ごとに生じます。
- ベストマッチでは最良執行方針に基づき執行いたしますが、必ずしも最も有利な価格による約定をお約束するものではありません。
- お客様からの新規注文(訂正注文を含む)を受託した際、システム的な処理を行います。この際に生じる僅かな時間の価格変動により、最も有利な価格による約定とならない可能性があります。また、立会内取引市場に直接取次いだ場合に比して、不利な価格による約定もしくは約定しない可能性があります。
- マッチング判定を行った時刻と約定時刻には僅かながらの時間差が生じるため、約定時刻における東証の最良気配と比べた場合、必ずしも有利または同一の価格による約定とならないことがあります。
- マッチング判定後の価格変動によっては、約定が成立せずに注文が失効する可能性があります。
- 上場有価証券等書面、最良執行方針、取引規程、取引ルール、約款等をご覧いただき、内容を十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任によりお申込みください。
- 業者名等 松井証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 164 号
- 加入協会名 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

【お客様からのお問い合わせ先】

口座開設サポート（平日 08:30～17:00）
0120-021-906（03-5216-0617）

【報道関係からのお問い合わせ先】

常務取締役 和里田 聡
03-5216-8650